

平成30年第5回美郷町議会定例会

議事日程（第1号）

平成30年6月5日（火曜日）午前10時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議長の諸般の報告

1) 例月出納検査の報告（平成30年2月分、3月分、4月分）

2) 平成29年度の経営状況及び平成30年度事業計画の報告

・株式会社 美郷の大地

・美郷温泉振興株式会社

・株式会社 雁の里せんなん

第 4 町長の招集挨拶並びに行政報告

陳情上程（委員会付託）

第 5 陳情第14号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての陳情書

第 6 陳情第15号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

第 7 陳情第16号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書

第 8 陳情第17号 地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める陳情書
議案上程（説明）

第 9 報告第 3号 専決処分事項の報告について

第10 報告第 4号 専決処分事項の報告について

第11 報告第 5号 専決処分事項の報告について

第12 報告第 6号 専決処分事項の報告について

第13 報告第 7号 専決処分事項の報告について

第14 報告第 8号 専決処分事項の報告について

第15 報告第 9号 専決処分事項の報告について

第16 報告第10号 専決処分事項の報告について

第17 報告第11号 繰越明許費繰越計算書の報告について

第18 報告第12号 繰越明許費繰越計算書の報告について

第19 報告第13号 事故繰越し繰越計算書の報告について

議案上程・審議（説明～質疑～討論～表決）

第20 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて

第21 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて

第22 承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて

第23 承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて

議案上程（説明）

第24 議案第29号 財産の取得について

第25 議案第30号 財産の取得について

第26 議案第31号 財産の取得について

第27 議案第32号 財産の取得について

第28 議案第33号 工事請負契約の締結について

第29 議案第34号 美郷町税条例の一部改正について

第30 議案第35号 美郷町国民健康保険条例の一部改正について

第31 議案第36号 美郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

第32 議案第37号 平成30年度美郷町一般会計補正予算第1号

第33 議案第38号 平成30年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第1号

第34 議案第39号 平成30年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第1号

第35 議案第40号 平成30年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号

第36 議案第41号 平成30年度美郷町水道事業会計補正予算第1号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	深 沢 義 一 君	2番	小 原 正 彦 君
3番	鈴 木 正 洋 君	4番	内 田 清 文 君
5番	泉 美和子 君	6番	森 元 淑 雄 君
7番	高 山 茂 雄 君	8番	細 井 邦 男 君
9番	熊 谷 良 夫 君	10番	伊 藤 福 章 君
11番	鈴 木 良 勝 君	12番	村 田 薫 君
13番	藤 原 政 春 君	14番	深 澤 均 君
15番	熊 谷 隆 一 君	16番	澁 谷 俊 二 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 知 己 君	副 町 長	佐々木 敬 治 君
総 務 課 長	本 間 和 彦 君	企 画 財 政 課 長	高 橋 穰 君
税 務 課 長	小田長 光 仁 君	住 民 生 活 課 長	高 橋 久 也 君
福 祉 保 健 課 長	齊 藤 敦 子 君	農 政 課 長	高 橋 勉 君
商 工 観 光 交 流 課 長	藤 田 信 晴 君	建 設 課 長	木 村 英 彰 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	鈴 木 孝 悦 君	農 業 委 員 会 長	高 橋 正 尚 君
農 業 委 員 会 長 農 事 務 局 長	奥 山 智 佳 等 君	教 育 長	福 田 世 喜 君
教 育 次 長 兼 教 育 推 進 課 長	西 鳥 羽 裕 君	教 育 総 務 課 長	煙 山 光 成 君
生 涯 学 習 課 長	高 橋 一 久 君	代 表 監 査 委 員	深 澤 克 太 郎 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	鈴 木 忠	庶 務 班 長 兼 議 事 班 長	高 橋 圭 子
主 査	高 橋 洋 子		

◎開会及び開議の宣告

○議長（澁谷俊二君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第5回美郷町議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（澁谷俊二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、15番熊谷隆一君、1番深沢義一君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（澁谷俊二君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日6月5日から6月15日までの11日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月15日までの11日間と決定いたしました。

なお、会期中の審議予定については、先般、議会運営委員会を開催し、検討されました。その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、森元淑雄君、登壇願います。

(議会運営委員長 森元淑雄君 登壇)

○議会運営委員長（森元淑雄君） おはようございます。

議会運営委員会から、ご報告申し上げます。

5月29日に招集告示されました平成30年第5回美郷町議会定例会に当たり、同日、議会運営委員会を開催し、次のとおり決定いたしましたので、ご報告をいたします。

はじめに、本定例会の会期は本日6月5日から15日までの11日間といたしました。

次に、本定例会の審議内容についてですが、本日は議長の諸般の報告、町長の招集挨拶並びに行政報告があり、陳情を上程します。続いて、報告第3号から報告第13号までを上程し、報告内容の説明を受け、次に承認第1号から承認第4号までを上程し、質疑、討論、表決を行います。その後、議案第29号から議案第41号までを上程し、終了の予定です。

6月6日から13日までは本会議を休会し、7日正午には一般質問の通告締め切りとする予定です。

なお、6月8日・11日及び12日に関係常任委員会を開催し、陳情等の審査を行う予定です。

6月14日は午前10時から本会議を再開し、一般質問を行う予定です。

6月15日は午前10時から本会議を再開し、議案第29号から議案第41号までの質疑、討論、表決を行い、その後、陳情の審査結果について委員長の報告、質疑、討論、表決を行い、終了の予定です。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（澁谷俊二君） ただいま議会運営委員長から審議予定について報告がありましたが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認め、日程どおり審議を進めます。

◎諸般の報告

○議長（澁谷俊二君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1として、町の監査委員より例月出納検査、平成30年3月分、4月分及び5月分の結果報告がありました。

2として、町長より、株式会社 美郷の大地、美郷温泉振興株式会社、株式会社 雁の里せんなん、それぞれの平成29年度の経営状況及び平成30年度事業計画を説明する書類の提出がありました。その写しを皆様のお手元に配付しております。それをもって報告にかえさせていただきます。

◎町長の招集挨拶並びに行政報告

○議長（澁谷俊二君） 日程第4、町長の招集挨拶並びに行政報告を行います。

本定例会の招集に当たって、町長より招集挨拶並びに行政報告の申し出がありましたので、こ

れを許します。

町長 松田知己君、登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

○町長（松田知己君） おはようございます。

平成30年第5回美郷町議会定例会の開会にあたり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要をご説明申し上げ、招集の挨拶といたします。

はじめに、町内の認定こども園において、5月上旬の連休明けからノロウィルスの感染がありました。3園において、ノロウィルス感染と診断されたのは、お子さんが12人、臨時保育士が2人、給食調理員が2人でした。給食調理員が感染した仙南すこやか園では、5月22日から26日まで給食の提供を停止し、調理室の消毒を行いました。現在のところ事態は収束しておりますが、引き続きノロウィルス等の感染防止に努めてまいります。給食の提供を停止している期間における保護者の皆様のご理解とご協力に感謝をいたします。

次に、5月18日からの大雨について報告いたします。

5月18日午後0時33分に美郷町に大雨警報が発令され、雨量の増加に伴う災害等の発生が想定されたことから災害警戒部を設置し、職員が情報収集にあたりました。この大雨による住宅等への被害が確認されなかったことと、19日午前10時28分に大雨警報が解除されたことから、同時刻に警戒部を解散しました。

次に、5月24日から27日にかけてのタイ訪問について、報告いたします。

今回の訪問目的は2つあり、1つはタイ王国バドミントン協会から、バドミントンの国際大会トマス・ユーパー杯にご招待いただいたことへの対応、もう一つはことし8月に相互交流の実施を予定しているノンタブリー県を表敬訪問することでした。

トマス・ユーパー杯では、秋田県バドミントン協会会長と国際大会の開催状況を視察するとともに、タイ王国バドミントン協会関係者とお会いし、今年度のタイ王国バドミントン選手の来町について要請をしてまいりました。また、ノンタブリー県については、第一地区教育局を訪問し、カムチャド・コングノー局長を初めとする職員の方々と意見交換をしてまいりました。また、8月に美郷中学生が訪問予定のアニユラプラシット校を訪問し、チャンティド・スリトン校長を初めとする職員の方々から教育概要や学校施設の説明を受けるとともに、今後の相互交流が円滑に展開されるよう、要請をしてまいりました。今後、バドミントンや教育を通じ、さらにタイ王国との交流が深まることを期待したいと思います。

次に、第2次美郷町総合計画における「リーディングプロジェクト」について報告いたします。

1つ目は「豊かさ実感プロジェクト」についてですが、恒例となりました河川環境クリーンアップ事業を、4月15日、仙南地区の出川で実施しました。当日はあいにくの小雨にもかかわらず、町民の皆様、町内各事業者から約120人の参加をいただき、2トントラック1台分のごみを回収しました。

健康増進ウォーキングコースのオープニングセレモニーを、5月2日、千畑地区「葉樹の里コース」で開催し、町民約150人がコースを歩くなど、健康づくりに汗を流しました。今後も3地区にあるウォーキングコースの周知を図り、セルフケアの意識向上に努めてまいります。

2つ目は「快適実感プロジェクト」についてですが、防災情報の伝達を、これまでは防災行政無線や緊急告知FMラジオにより行ってきましたが、4月からさらに希望者登録制のメール配信の運用を開始し、登録者の携帯端末等へ避難所の設置情報やクマの目撃情報などを、適宜、必要に応じて配信することとしております。

3つ目は「活力創出プロジェクト」についてですが、「美郷雪華コレクション2018」と題して、美郷雪華ラベンダー酵母や酒かすを活用した新商品の発表会を、6月12日、名水市場「湧太郎」で開催します。各商品の特徴を事業者から紹介してもらうほか、新商品の試食会も行う予定です。ことしは美郷雪華ラベンダー酵母でつくられた日本酒、酒かすを利用したラーメンや酒かす汁、漬物、水まんじゅう、どら焼きなどが発表される予定です。ラインナップとしては30品を超えるまで増えてきており、今後とも町を代表する特産品コレクションとして商品開発、販売促進を支援してまいります。

「生菓の里 美郷」構想については、引き続き試験栽培管理を行うほか、新規の栽培農家3軒を含む12軒の農家で約1ヘクタールのキキョウ栽培を行い、本格出荷に向けた生産体制の具体化を図ってまいります。

4つ目は「交流促進プロジェクト」についてですが、町内の小学生と保護者9組18人が4月28日から29日にかけて、友好都市である東京都大田区を訪問し、JAL整備工場の見学や雑色商店街の散策、大田区子どもガーデンパーティーへの参加などを通じて交流を深めました。今後も、協定企業、友好都市との交流を推進し、人がつながるまちづくりを目指してまいります。

また、昨年度に引き続いて「JALふるさと応援割」を日本航空株式会社の協力のもと、5月14日から11月30日まで実施します。この事業は町内宿泊施設の利用促進と滞在型観光の推進を目的に、秋田空港を往路利用し、美郷町の登録宿泊施設を利用した場合、旅行代金から一人につき5,000円の割引を実施するものです。今後の利用促進に向け、PRを図ってまいります。

「ごはんの教室&農業体験のすすめ」を5月11日・12日に大田区池上会館で開催し、2日間で

75人の参加がありました。町内産あきたこまちと美郷町の地下水を使ったおいしいご飯の炊き方の講習や、農業体験ツアー、オーナー制度「味郷くらぶ」の紹介を通じて本町の魅力をPRしました。

また、仙台市沖野中学校2年生18人が5月17日・18日に、六郷高等学校1年生97人が5月25日に、それぞれ町内の農家で農作業を体験しました。今後も都市農村交流に係る事業を連携させながら、交流の促進に努めてまいります。

ホストタウン関連事業としてタイ食文化講座を、5月16日、美郷町保健センターにおいて、羽後町のサランヤ・ブンターさんと秋田市の山村シリポーンさんを講師に迎えて開講し、町内外の15の方が受講しました。初めにタイ王国の地理や簡単なタイ語などを教わり、その後、タイの食材や香辛料を使った「グリーンカレー」づくりに挑戦しました。今後も食文化を通じて国際理解を深める機会を増やしていくため、同様の講座を5回程度開催する予定です。

日本航空株式会社特別協力による企画展「空と飛行機の世界展」を、7月1日から8月5日まで学友館において開催します。飛行機の科学を理解していただくとともに、日ごろ目にしないさまざまな資料に触れ、空と飛行機に理解を深めていただきたいと思います。また、本展覧会では、連携協力協定締結5周年を記念し、日本航空株式会社が蓄積する航空に関するアーカイブズ史料約100点などを展示するとともに、関連行事として日本航空株式会社が提供する「空育」プログラムを実施することとしております。会期初日には、オープニングセレモニー等の記念行事も開催します。多くの皆様のご観覧とご参加をお待ちしております。

次に、各課の個別の取り組みについて、ご報告いたします。

はじめに総務課関係ですが、平成30年度美郷町職員採用試験については、大学卒業程度の一般行政職、短大等卒業程度の保健師、幼稚園教諭・保育士をそれぞれ若干名募集することとし、受験案内を町の広報及びホームページに掲載しております。

なお、申し込みは6月6日から受け付けてまいります。

福祉保健課関係ですが、早朝総合健診を4月9日から5月27日まで実施しました。受診状況は、特定健診が対象者3,908人のうち1,711人、大腸がん・胃がん及び肺がん検診では対象者7,488人のうち、大腸がんが3,227人、胃がんが2,341人、肺がんが3,626人、乳がん検診が対象者4,497人のうち852人、子宮がん検診が対象者4,757人のうち703人が、それぞれ受診しており、受診状況は昨年と同程度となっております。今後は医療機関での受診を勧奨していくほか、2日間の追加健診の機会を設け、受診機会の拡充と利便性に配慮しながら、受診率向上に努めてまいります。

「認知症等行方不明高齢者の安全確保に係る緊急放送に関する協定」を、5月28日に美郷町、

大仙警察署並びに横手コミュニティFM放送株式会社の三者により締結しました。協定の目的は、町民が認知症等により行方不明になったときに早期発見と安全確保を図るためです。

商工観光交流課関係ですが、湯とびあ雁の里温泉において、源泉井戸の水中ポンプの故障により4月25日から5月17日まで営業を休止しておりましたが、工事が完了し5月18日から営業を再開しております。利用者及び町民の皆様には大変にご不便をおかけいたしました。

夏の風物詩でもある「美郷町ラベンダーまつり」を6月16日から7月16日まで開催します。期間中の主なイベントとしては、「美郷町べごっこまつり」を6月30日に、県内のご当地キャラクター8体が集う「ご当地キャラクター大集合in美郷町ラベンダー園」を7月7日に開催します。

また、同日、ラベンダー園にて秋田県と秋田県緑化推進委員会との共催により「2018あきた水と緑の森林祭」も開催されますので、多数のご来園をお待ちしております。

農政課関係ですが、農家の春作業は比較的好天にも恵まれ、ほぼ平年並みの進捗となっております。また、平成30年度の水田農業施策をまとめた冊子を作成し、3月26日に全農家へ配布するとともに、4月5日及び5月24日に開催した地域農業推進員会議で事業の周知を図りました。

なお、転作の第1次現地確認は6月4日から15日までを予定しております。

5月24日、美郷町産あきたこまちを年間約4,800トン販売している東京近郊のスーパー・サミット株式会社及び出荷元のJA秋田おぼこの関係者が美郷町を訪れ、美郷米の今後の取り扱いについて報告がありました。

美郷米については、これまでJA秋田おぼこの独自販売として行ってきましたが、今後は全農を通じた出荷販売に変更されるものの、店舗での米の販売額がトップクラスであることや消費者ニーズが高いことから、これまでどおり美郷米の販売を継続していくことを確認しております。

平成30年度流域育成林整備事業が平成30年3月20日付で採択され、林道七滝山線の全体調査業務を614万5,200円で発注済みです。健全な森林環境保全と七滝山の利活用に向けて、六郷東根字瀧尻小字竜川を始点に七滝山中腹まで約3キロメートルの整備計画を立てます。

建設課関係ですが、5月末現在の主な工事発注状況については、道路維持工事4件、舗装工事3件、歩道整備工事1件、外側線設置工事1件、町営住宅屋根塗装・防水工事2件を発注済みです。

業務委託関係では、町営住宅水質検査業務1件、公園等施設管理業務12件、道路測量設計業務3件を発注済みです。

上下水道関係では、上下水道施設の保守点検や管理業務15件、水質検査業務2件を発注済みです。

教育推進課関係ですが、タイ王国教育省教育審議会訪問団9人が4月18日に六郷小学校を視察しております。4年生の算数の授業を中心に参観し、その後の研究協議では秋田の探究型授業スタイルや六郷小学校の研修への取り組みについて活発な意見交換が行われました。

生涯学習課関係ですが、美郷町宿泊交流館ワクアス敷地内に移築工事中であります佐藤家蔵の一般公開を、4月7日・8日に行いました。当日は1団体を含め、町内外195人の方から当時の施工方法や工事の進捗状況をごらんいただきました。

元東京大学総長で美郷大使である佐々木 毅先生の講演会を、4月28日、美郷町住民活動センターにおいて開催しました。「本と生きること」をテーマにご講演いただき、町内外226人の方に本を読むことの大切さについて語っていただきました。

「チャレンジデー2018」が、和歌山県上富田町を対戦相手に5月30日に開催されました。当日は、おはよう笑顔でラジオ体操に始まり、みんなで楽しくウォーキングやチャレンジM I S A T Oスポーツ少年団大会などを行い、参加者1万3,555人、参加率67.9%で勝利しました。

次に、提出いたしました議案の概要についてご説明いたします。

報告第3号から報告第10号専決処分事項の報告についてですが、車両損壊事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分いたしましたので、ご報告するものです。

報告第11号及び報告第12号「繰越明許費繰越計算書の報告について」ですが、平成29年度の美郷町一般会計予算及び美郷町下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書について、ご報告するものです。

報告第13号「事故繰越し繰越計算書の報告について」ですが、平成29年度の美郷町一般会計予算の事故繰越し繰越計算書について、ご報告するものです。

承認第1号から承認第4号「専決処分事項の承認を求めることについて」ですが、承認第1号及び承認第2号は地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令等の公布に伴い専決処分した美郷町税条例等及び美郷町国民健康保険税条例の一部改正について、承認第3号は子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い専決処分した美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について、承認第4号は譲与税、交付金、特別交付税、臨時除雪事業費補助金及び町債等の額の確定に伴う歳入歳出予算の補正について、専決処分した平成29年度美郷町一般会計補正予算第11号について報告し、承認を求めるものです。

議案第29号から議案第33号「財産の取得について」ですが、事務用パソコン、小形ロータリー除雪車、公民館のテーブル・椅子等、緊急告知FMラジオの取得に係る契約について、それぞれ

お諮りするものです。

議案第33号「工事請負契約の締結について」ですが、美郷総合体育館屋上等防水改修工事について、工事請負契約を締結したく、お諮りするものです。

議案第34号「美郷町税条例の一部改正について」ですが、生産性向上特別措置法の公布に伴い、所要の規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第35号「美郷町国民健康保険税条例の一部改正について」ですが、国民健康保険税の賦課総額に合わせ税率を改正したく、お諮りするものです。

議案第36号「美郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」ですが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第37号「平成30年度美郷町一般会計補正予算第1号」についてですが、起業者総合支援事業補助金の増額、アクティセンター設備改修工事及び車両購入費の追加、運上野7号線舗装工事の追加、北給食センター調理機器の追加及び4月に行った職員の人事異動に伴う人件費の調整等に伴う歳入歳出予算の補正について、お諮りするものです。

議案第38号「平成30年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第1号」についてですが、国民健康保険税及び普通交付金の減額、前年度繰越金及び予備費の増額に伴う歳入歳出予算の補正について、お諮りするものです。

議案第39号「平成30年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第1号」についてですが、4月に行った職員の人事異動に伴う人件費の調整に伴う歳入歳出予算の補正について、お諮りするものです。

議案第40号「平成30年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号」についてですが、上畑屋地区処理施設設備工事の追加に伴う歳入歳出予算の補正について、お諮りするものです。

議案第41号「平成30年度美郷町水道事業会計補正予算第1号」についてですが、4月に行った職員の人事異動に伴う人件費の調整に伴う収入支出予算の補正について、お諮りするものです。

以上、提出議案の概要につきましてご説明いたしました。

なお、提出議案の詳細につきましては、各担当課長等に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、招集の挨拶といたします。(発言者あり)

○議長（澁谷俊二君） 町長。

○町長（松田知己君） ただいまの行政報告の中で誤りがありましたので、訂正いたします。

農政部分において、仙台市沖野中学校2年生「13人」であるところ、「18人」と申し上げました

ので、「13人」が正しく、訂正し、おわびいたします。

それから、教育推進課関係でタイ王国教育省教育審議会訪問団9人が小学校にいらした件で、「秋田の研究型授業スタイル」と言いましたが、正しくは「秋田の探究型授業スタイル」の誤りです。訂正しておわびいたします。

それから、「議案第29号から議案第32号」と言うべきところを「議案第33号」と申し上げましたが、正しくは「議案第29号から議案第32号」です。訂正しておわび申し上げます。

以上です。

◎陳情第14号の上程、委員会付託

○議長（澁谷俊二君） 日程第5、陳情第14号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての陳情書を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。

この陳情については、総務常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認め、陳情第14号については、総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎陳情第15号の上程、委員会付託

○議長（澁谷俊二君） 日程第6、陳情第15号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。

この陳情については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認め、陳情第15号については、教育民生常任委員会に審査を付

託することに決定いたしました。

◎陳情第16号の上程、委員会付託

○議長（澁谷俊二君） 日程第7、陳情第16号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情についてを上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。

この陳情については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認め、陳情第16号については、教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎陳情第17号の上程、委員会付託

○議長（澁谷俊二君） 日程第8、陳情第17号 地方消費者行政に対する財政支援の継続・拡充を求める陳情についてを上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。

この陳情については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認め、陳情第17号については、教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎報告第3号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第9、報告第3号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。

内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（本間和彦君） 報告第3号について、ご説明いたします。2ページ、専決処分書をご

らん願います。

平成30年2月7日に美郷町土崎字上野乙地内において発生した車両損壊事故について、3月6日に示談が成立し、専決処分をしましたので報告するものでございます。

相手方は 様で、事故の概要は自動車店の店舗駐車場に駐車していた相手方車両に町所有の杉並木から強風による落雪があり、フロントガラス等を破損したものでございます。

記載の損害賠償額及び和解の要旨により、示談が成立しております。

なお、損害額については、全額保険対象でございます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、報告第3号の説明が終わりました。

◎報告第4号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第10、報告第4号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。

内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（本間和彦君） 報告第4号について、ご説明いたします。4ページ、専決処分書をごらん願います。

平成30年1月31日に美郷町六郷字熊野地内の町営熊野住宅敷地内において発生した車両損壊事故について、3月6日に示談が成立し、専決処分をしましたので報告するものでございます。

相手方は 様で、事故の概要は町営熊野住宅の駐車スペースに駐車していた相手方車両に同住宅3階ひさし部分から落雪があり、ボンネット等を破損したものでございます。

記載の損害賠償額及び和解の要旨により、示談が成立しております。

なお、損害額については、全額保険対象でございます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、報告第4号の説明が終わりました。

◎報告第5号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第11、報告第5号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。

内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（本間和彦君） 報告第5号について、ご説明いたします。6ページ、専決処分書をごらん願います。

平成30年2月13日に美郷町金沢東根字下村地内で発生した車両損壊事故について、3月14日に示談が成立し、専決処分をしましたので報告するものでございます。

相手方は 様で、事故の概要は が運転する公用車が金沢東根字下村地内の丁字路で一時停止しようとした際、タイヤがスリップし、右前方で左折しようとして停車していた相手方車両に衝突し、損害を与えたものでございます。

記載の損害賠償額及び和解の要旨により、示談が成立しております。

なお、損害額については、全額保険対象でございます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、報告第5号の説明が終わりました。

◎報告第6号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第12、報告第6号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。

内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（本間和彦君） 報告第6号について、ご説明いたします。8ページ、専決処分書をごらん願います。

平成29年12月28日に美郷町畑屋字外館地内で発生した器物破損事故について、3月16日に示談が成立し、専決処分をしましたので報告するものでございます。

相手方は 様で、事故の概要は美郷町道路除雪機械運転委託業務契約に基づく作業員が町道談古町・上二ツ石線を除雪中、電話柱及び電話柱に添架していた遠制開閉器に損害を与えたものでございます。

記載の損害賠償額及び和解の要旨により、示談が成立しております。

なお、損害額については、全額保険対象でございます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、報告第6号の説明が終わりました。

◎報告第7号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第13、報告第7号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。

内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（本間和彦君） 報告第7号について、ご説明いたします。10ページ、専決処分書をごらん願います。

平成30年2月14日に美郷町土崎字上野乙地内千畑小学校駐車場内において発生した車両損壊事故について、3月22日に示談が成立し、専決処分をしましたので報告するものでございます。

相手方は
様で、事故の概要は千畑小学校駐車場に駐車していた相手方車両に町所有の松並木から落雪があり、フロントガラス等を破損したものでございます。

記載の損害賠償額及び和解の要旨により、示談が成立しております。

なお、損害額については、全額保険対象でございます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、報告第7号の説明が終わりました。

◎報告第8号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第14、報告第8号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。

内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（本間和彦君） 報告第8号について、ご説明いたします。12ページ、専決処分書をごらん願います。

平成30年2月19日に美郷町飯詰字中鶴田地内で発生した車両損壊事故について、4月6日に示談が成立し、専決処分をしましたので報告するものでございます。

相手方は

で、事故の概要は美郷町道路除雪機械運転委託業務契約に基づく作業員が町道中鶴田・碓線を除雪中、相手方車両へ衝突し損害を与えたものでございます。

記載の損害賠償額及び和解の要旨により、示談が成立しております。

なお、損害額については、全額保険対象でございます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、報告第8号の説明が終わりました。

◎報告第9号の上程、説明

◎報告第11号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第17、報告第11号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを上程いたします。

内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 穰君） 報告第11号につきまして、ご説明いたします。平成29年度美郷町一般会計繰越明許費につきまして繰越計算書を調製いたしましたので、ご報告するものでございます。

19ページをお願いいたします。

平成29年度一般会計補正予算第9号及び第10号にて議決をいただきました合計9件の繰越明許費で、翌年度繰越額の合計は2億3,791万3,000円でございます。

財源内訳における未収入特定財源の県支出金につきましては、農業経営等復旧・再開支援対策事業費補助金でございます。また、地方債につきましては、農業生産基盤整備事業債、合併特例債及び過疎対策事業債5件でございます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、報告第11号の説明が終わりました。

◎報告第12号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第18、報告第12号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを上程いたします。

内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 穰君） 報告第12号について、ご説明いたします。平成29年度美郷町下水道事業特別会計繰越明許費につきまして繰越計算書を調製しましたので、報告するものでございます。

23ページをお願いいたします。

平成29年度下水道事業特別会計補正予算第3号にて議決いただきました繰越明許費で、翌年度繰越額は8万2,000円でございます。

財源内訳の既収入特定財源は流域下水道事業債で、10万円未満の端数記載につきましては、当該年度に措置することになっておりますので、借り入れしたものでございます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、報告第12号の説明が終わりました。

◎報告第13号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第19、報告第13号 事故繰越し繰越計算書の報告についてを上程いたします。

内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 穰君） 報告第13号について、ご説明いたします。平成29年度美郷町一般会計の事故繰越しにつきまして繰越計算書を調製しましたので、報告するものでございます。

27ページをお願いいたします。

6款1項農地集積加速化基盤整備事業ですが、金沢地区基盤整備事業について、平成30年1月からの豪雪で工事が遅延し、県が事故繰越しを設定したことに伴い、事業負担金1,190万4,936円を翌年度に繰り越したものでございます。

未収入特定財源の地方債は、農業生産基盤整備事業債でございます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、報告第13号の説明が終わりました。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第20、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（小田長光仁君） 承認第1号について、ご説明いたします。30ページ、専決処分書をごらん願います。

専決第7号は地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令等が平成30年3月31日に公布され、一部を除き平成30年4月1日から施行されることに伴い、直ちに美郷町税条例等の一部を改正する必要が生じたことから専決処分いたしましたので、ご承認をお願いするものでございます。

初めに、今回の主な改正内容についてご説明いたします。

1点目は、個人町民税において非課税措置の所得要件を引き上げるもの、合計所得額が2,500万円を超える所得割の納税義務者について基礎控除及び調整控除を適用しないとするものなどがございます。

2点目は、法人町民税において地方税の電子化を図る観点から資本金1億円を超える法人等に対して電子申告を義務づけるものでございます。

3点目は、町たばこ税において税率を平成30年10月1日、平成32年10月1日、平成33年10月1日の3回に分けて引き上げるとするもの、加熱式たばこの課税方式の見直しを行い、平成30年10月1日から平成34年10月1日までに5段階で新しい課税方式に移行するものなどでございます。

4点目は、固定資産税において平成30年度の評価替えに際し、税負担の激変緩和という観点から平成30年度から平成32年度までの間、現行の土地にかかわる負担調整措置の仕組みを延長するものでございます。

改正条文は31ページから51ページまででございますが、議案資料集の新旧対照表にてご説明いたします。議案資料集1ページをごらん願います。

初めに、第1条による美郷町税条例の一部改正でございますが、第20条は第47条及び第51条の改正に伴い所要の規定を整備するものでございます。

次の第23条は、第47条で新たに規定される法人町民税の電子申告の義務化について、人格のない社団等には適用しないとするもの、及び字句の変更でございます。

次の第24条は、障害者・未成年者・寡婦及び寡夫に対する町民税の非課税措置の所得要件を10万円引き上げ135万円とするもの、控除対象配偶者の定義変更に伴い規定を整備するもの、均等割非課税限度額を10万円引き上げるもの、及び字句の変更でございます。

2ページ上段の第30条は、字句の変更でございます。

次の第33条の2は、町民税の基礎控除額について、合計所得金額により逡減・消失する仕組みを創設し、合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者には適用しないとするものでございます。

次の第33条の6は、町民税の徴収控除額について、合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者には適用しないとするもの、及び字句の変更でございます。

3ページ中段から5ページ中段までの第35条の2は、年金所得者にかかわる配偶者特別控除の申告要件を見直すもの、及び字句の変更等でございます。

5ページ下段の第46条の3は、字句の変更でございます。

次の第46条の5は、年金所得に係る仮特別徴収税額について、第46条の3の特別徴収義務者に関する規定及び第46条の4の特別徴収税額の納入に関する規定を準用する場合の読みかえ規定の整備、及び字句の変更でございます。

6ページ下段の第47条第1項は、定義語を置くもの、7ページの第2項及び第3項は租税特別

措置法の改正に伴い外国子会社合算税制等に新たな税額控除を創設するための所要の規定を整備するもの、9ページの第10項から第12項までは資本金1億円を超える法人等に対して法人町民税の電子申告を義務づけるもの、その他は第51条の改正に伴い所要の規定を整備するものものがございます。

9ページ下段から11ページ下段までの第51条は、法人町民税の延滞金について、当初申告書を提出、納付後に減額更正がされ、その後さらに増額更正等により納付すべき税額のうち納期限前に納付された部分については、納期限から増額更正までの期間を控除して計算する規定を納期限の延長の場合の延滞金の計算に準用する場合の読みかえ規定の整備、及び字句の変更でございます。

11ページ下段の第51条の7及び12ページ上段の第52条は、引用条文の条ずれ等によるものがございます。

次の第88条は、製造たばこの区分を創設し、新たに加熱式たばこの区分を加えるものがございます。

次の第88条の2は、条例の条ずれによるものがございます。

次の第89条の2は、加熱式たばこの喫煙用具で加熱により蒸気となるグリセリン、その他の物品、またはこれらの混合物が充填されたものは製造たばことみなし、区分を加熱式たばことするものがございます。

13ページ中段の第90条は、加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について規定するものがございます。第3項第1号は、加熱式たばこの重量1グラムをもって紙巻きたばこ1本に換算する現行の換算方法でございます。第2号及び第3号は新たな換算方法で、第2号はフィルター等を除く加熱式たばこの重量0.4グラムをもって紙巻きたばこ0.5本に換算、第3号は加熱式たばこの小売り定価に相当する金額の紙巻きたばこ1本に相当する金額をもって紙巻きたばこ0.5本に換算するというものがございます。

平成34年10月1日には第2号及び第3号による換算方式とすることとしておりますが、激変緩和等の観点から、まずは第1号による換算方式の割合を0.8とし、第2号及び第3号による換算方式の割合を0.2として換算するものがございます。

14ページ下段の第4項から15ページ上段の第10項までは、換算する場合の計算方法や端数の取り扱いについて規定するものがございます。

15ページ下段の第91条は、たばこ税の税率を1,000本につき430円引き上げ、5,692円とするものがございます。

次の第92条は、条例の条ずれによるものでございます。

16ページ上段の第94条は、第90条において定義した字句に置きかえるものでございます。

次の附則第2条の2及び附則第3条は、第47条及び第51条の改正に伴い所要の規定を整備するものでございます。

18ページ中段の附則第3条の3は、控除対象配偶者の定義変更に伴い規定を整備するもの、所得割非課税限度額を10万円引き上げるものでございます。

次の附則第8条2から21ページ上段までの附則第8条の3は、引用条文の条ずれによるものでございます。

21ページ中段の附則第9条から24ページ上段の附則第11条までは、平成30年度評価替えに際し、土地に係る固定資産税の負担調整措置を平成30年度から平成32年度まで延長するもの、及び字句の変更でございます。

24ページ中段の附則第13条は、特別土地保有税の課税の特例を平成30年度から平成32年度まで延長するものでございます。

25ページ上段の附則第15条の2は、引用条文の条ずれによるものでございます。

続きまして、25ページ中段の第2条による改正から29ページ中段の第5条による改正までですが、先ほど説明いたしました町たばこ税における加熱式たばこにかかわる紙巻きたばこの本数への換算方法についての激変緩和措置などを規定するものでございます。

第2条による改正は、現行の課税方式の割合を0.6に、新たな課税方式の割合を0.4にするものでございます。次の第3条による改正は、現行の課税方式の割合を0.4に、新たな課税方式の割合を0.6にするものでございます。

また、26ページ中段の第91条は、たばこ税の税率を430円引き上げ、6,122円とするものでございます。

26ページ下段の第4条による改正は、現行の課税方式の割合を0.2に、新たな課税方式の割合を0.8にするもの、及び所要の規定を整備するものでございます。

また、27ページ中段の第91条は、たばこ税の税率を430円引き上げ、6,552円とするものでございます。

次の第5条による改正は、新たな課税方式に完全移行するための所要の規定を整備するものでございます。

29ページ下段の第6条による美郷町税条例の一部を改正する条例の一部改正でございますが、平成27年度改正において講じた旧3級品の紙巻きたばこの経過措置について改正するもので、平

成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率を平成31年9月30日まで延長するもの、たばこの販売業者等が町たばこ税の税率の引き上げの日の午前0時に販売のためのたばこを所持する場合、販売業者等を納税義務者として、その所持するたばこに税率引き上げ分に相当する町たばこ税を課する、いわゆる手持ち品課税の税率を第2条の改正による町たばこ税の税率の引き上げに伴い430円引き上げ、1,692円とするもの、及び字句の変更でございます。

続いて、議案集41ページから51ページまでの改正附則をご説明いたします。

42ページの改正附則第1条は、この条例は第1号から第8号までに規定するものを除き、平成30年4月1日から施行する旨を規定してございます。

次に、改正附則第1条第1号から第8号までご説明いたしますが、改正附則第2条から第9条までの施行期日に関する規定もでございますので、それらにつきましては、後ほどご説明いたします。

第1号は第1条の改正による町たばこ税に関する部分、及び第6条の旧3級品の紙巻きたばこの経過措置の改正、並びに改正附則第4条及び第5条の規定は平成30年10月1日から施行する旨を規定してございます。

次の第2号は第1条による改正中、控除対象配偶者の定義変更に伴う規定の整備、年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直し、附則第15条の2第3項の条ずれによる改正、及び改正附則第2条第1項の規定は平成31年1月1日から施行する旨を規定してございます。

次の第3号は第2条の町たばこ税についての改正は平成31年10月1日から施行する旨を規定してございます。

次の第4号は第1条の改正による法人町民税の電子申告に係る部分、及び改正附則第2条第4項の規定は平成32年4月1日から施行する旨を規定してございます。

次の第5号は第3条の町たばこ税についての改正、並びに改正附則第6条及び第7条の規定は平成32年10月1日から施行する旨を規定してございます。

次の第6号は第1条による改正中、町民税非課税措置の所得要件の引き上げ、均等割非課税限度額の引き上げ、基礎控除額及び調整控除額の所得要件の創設、所得割非課税限度額の引き上げ、並びに改正附則第2条第2項の規定は平成33年1月1日から施行する旨を規定してございます。

次の第7号は、第4条の町たばこ税についての改正並びに改正附則第8条及び第9号の規定は平成33年10月1日から施行する旨を規定してございます。

次の第8号は、第5条の町たばこ税についての改正は平成34年10月1日から施行する旨を規定してございます。

43ページの改正附則第2条第1項は改正附則第1条第2号の規定による改正後の美郷町税条例の規定中、個人の町民税に係る部分は平成31年度以後の年度分に適用する旨を規定してございます。

次の第2項は改正附則第1条第6号の規定による改正後の美郷町税条例の規定中、個人の町民税に係る部分は平成33年度以後の年度分に適用する旨を規定してございます。

次の第3項は第1条の規定による新条例の納期限の延長の場合の延滞金の計算に係る規定は平成29年1月1日以後の申告書の提出期限が到来する法人町民税に係る延滞金に適用する旨を規定してございます。

次の第4項は第1条の規定による新条例の法人町民税の電子申告に係る規定は平成32年4月1日以後に開始する事業年度分または連結事業年度分の法人町民税について適用する旨を規定してございます。

次の改正附則第3条は第1条の規定による新条例の固定資産税に関する部分は平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用する旨を規定してございます。

次の改正附則第4条は平成30年10月1日の税率引き上げ前に課した、または課すべき町たばこ税については、従前の例による旨を規定してございます。

次の改正附則第5条は平成30年10月1日の税率引き上げに伴う手持ち品課税の町たばこ税の税率は1,000本につき430円とするもの、及びその申告納付の手続等を規定するものでございます。

次の改正附則第6条は平成32年10月1日の税率引き上げ前に課した、または課すべき町たばこ税については、従前の例による旨を規定してございます。

次の改正附則第7条は平成32年10月1日の税率引き上げに伴う手持品課税の町たばこ税の税率は1,000本につき430円とするもの、及びその申告納付の手続等を規定するものでございます。

次の改正附則第8条は平成33年10月1日の税率引き上げ前に課した、または課すべき町たばこ税については従前の例による旨を規定してございます。

次の改正附則第9条は平成33年10月1日の税率引き上げに伴う手持品課税の町たばこ税の税率は1,000本につき430円とするもの、及びその申告納付の手続等を規定するものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（澁谷俊二君） 審議途中ですが、ここで10分間休憩したいと思います。11時12分まで。

（午前11時02分）

（午前11時12分）

○議長（澁谷俊二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほど日程第3の中で諸般の報告の中で町の監査委員より例月出納検査、平成30年3月分・4月分及び5月分と結果報告をしましたが、正しくは2月分・3月分及び4月分の間違いでした。訂正しておわび申し上げます。

それでは、提案理由並びに内容の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

承認第1号について、これより採決いたします。

お諮りします。承認第1号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第21、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（小田長光仁君） 承認第2号について、ご説明いたします。54ページ、専決処分書をごらん願います。

専決第8号は地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成30年3月31日に公布され、平成30年4月1日から施行されたことに伴い、直ちに美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたことから専決処分いたしましたので、ご承認をお願いするものでございます。

改正条文は55ページでございますが、議案資料集の新旧対照表にてご説明いたします。議案資料集33ページをごらん願います。

第4条は基礎課税額に係る課税限度額を4万円引き上げ、54万円から58万円とするものでございます。

次の第25条第1項は国民健康保険税の減額について規定しておりますが、第1項第2号は均等割額及び平等割額を5割減額する規定であり、軽減判定所得の算定において被保険者数に乗ずる金額を27万円から27万5,000円に引き上げるものでございます。

同項第3号は同じく2割軽減する規定であり、軽減判定所得の算定において被保険者数に乗ずる金額を49万円から50万円に引き上げるものでございます。

次の第26条の2は倒産や解雇など失業による国民健康保険に加入された方は届け出により保険税が軽減されますが、マイナンバー制度による情報連携の開始により届け出の際に必要とされている雇用保険受給者資格証の提示を不要とするものでございます。

議案集55ページにお戻り願います。附則について、ご説明いたします。

第1条は平成30年4月1日からこの条例を施行する旨を規定してございます。

第2条は改正後の条例の規定は平成30年度以後の年度分に適用する旨を規定してございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

承認第2号について、これより採決いたします。

お諮りします。承認第2号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第22、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（煙山光成君） 承認第3号について、ご説明いたします。58ページ、専決処分書、

議案資料集は35ページ、新旧対照表をお開きください。

専決第9号でございますけれども、子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、直ちに美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する必要が生じ、同日に専決処分したことについて承認をお願いするものでございます。

初めに、政令第155号の内容でございますが、待機児童解消のための保育充実事業への国の補助に関する規定や住民税所得割課税額が7万7,100円以下の世帯の教育認定子供について、利用者負担額の基準額を1万4,100円から1万100円に引き下げることが主なものでございます。

資料集新旧対照表をごらんください。

別表第1中、教育認定子供第3階層の金額1万4,100円を国が定めた金額1万100円に改めるものでございます。

議案集にお戻りください。59ページをお願いいたします。

この条例の施行日でございますが、政令の施行日と同じく平成30年4月1日とする旨を附則にて規定してございます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

承認第3号について、これより採決いたします。

お諮りします。承認第3号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第23、承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程

し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 穰君） 承認第4号について、ご説明いたします。63ページ、専決処分書をお願いいたします。

平成29年度美郷町一般会計補正予算第11号につきまして、平成30年3月31日付で専決処分いたしましたので、ご報告し、承認をお願いするものでございます。

補正の内容ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億6,599万2,000円を追加する件、及び地方債の変更2件でございます。

初めに、69ページ、第2表地方債補正をごらんください。

これは合併特例債及び過疎対策事業債につきまして、充当事業の事業費の確定により限度額をそれぞれ減額するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。74ページ・75ページをごらんください。

2款地方譲与税から76・77ページの10款交通安全対策特別交付金までは各譲与税及び交付金について、下段13款と次ページ14款は除雪に係る国の補助金及び県の委託金について、15款は基金の預金利子について、16款はふるさと美郷応援寄附金について、その下段及び80・81ページの20款は町債について、それぞれ額が確定したことにより補正したものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。82ページ・83ページをごらんください。

2款1項の総務管理費から8款2項の道路橋梁費までですが、充当する町債の減額及び国・県支出金の増額による財源補正でございます。

続きまして、84・85ページ、13款1項1目基金費ですが、ふるさと美郷子ども育成基金に163万7,000円、財政調整基金に32万4,000円、減債基金に1億13万7,000円を増額して積み立てるものでございます。

14款予備費につきましては、歳入歳出予算の差額を調整するものでございます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

承認第4号について、これより採決いたします。

お諮りします。承認第4号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決しました。

◎議案第29号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第24、議案第29号 財産の取得についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（本間和彦君） 議案第29号 財産の取得について、ご説明いたします。

契約書の案は議案資料集36ページに、入札執行の詳細については37・38ページに掲載してございますので、あわせてごらんいただきたいと存じます。

事務用パソコンを購入するに当たり、5月23日に指名競争入札により入札を執行した結果、788万2,920円で美郷町土崎字三井寺33番地、株式会社ビー・エス・サイト一県南営業所に落札となりましたので、契約に当たり議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、本契約の納期限は平成30年9月11日でございます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第29号の説明が終わりました。

◎議案第30号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第25、議案第30号 財産の取得についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（本間和彦君） 議案第30号 財産の取得について、ご説明いたします。

契約書の案は議案資料集40ページに、入札執行の詳細については41ページに掲載してございますので、あわせてごらんいただきたいと存じます。

小形ロータリ除雪車を購入するに当たり、5月23日に指名競争入札により入札を執行した結果、2,624万4,000円で秋田市川尻町字大川反233番地の12、藤高自動車興業株式会社に落札となりまし

たので、契約に当たり議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、本契約の納期限は平成30年12月28日でございます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第30号の説明が終わりました。

◎議案第31号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第26、議案第31号 財産の取得についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（本間和彦君） 議案第31号 財産の取得について、ご説明いたします。

契約書の案は議案資料集42ページに、入札執行の詳細については、43ページに掲載してございますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

美郷町公民館テーブル、椅子等を購入するに当たり、5月23日に指名競争入札により入札を執行した結果、1,009万5,840円で美郷町六郷字荒町20番地1、株式会社ビジネス秋田美郷支店に落札となりましたので、契約に当たり議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、本契約の納期限は平成30年7月31日でございます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第31号の説明が終わりました。

◎議案第32号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第27、議案第32号 財産の取得についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（高橋久也君） 議案第32号 財産の取得について、ご説明いたします。

契約書の内容につきましては、議案資料集44・45ページにあわせて掲載しておりますので、ごらんください。

取得する財産は緊急告知FMラジオ2,021台分でございます。契約金は消費税込み2,889万8,683円で平成30年8月31日の納期としております。

契約の相手方は株式会社エフエム秋田代表取締役・佐藤誠一でございます。

提案理由ですけれども、緊急告知FMラジオを購入するため、美郷町町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものでございます。

以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第32号の説明が終わりました。

◎議案第33号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第28、議案第33号 工事請負契約の締結についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（本間和彦君） 議案第33号 工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

契約書の案は議案資料集46ページに、入札執行の詳細については47ページに掲載してございますので、あわせてごらんいただきたいと存じます。

提案理由でございますが、美郷総合体育館屋上等防水改修工事について、5月29日に一般競争入札を執行した結果、9,957万6,000円で美郷町金沢西根字北本田243番地、シブヤ建設工業株式会社に落札となりましたので、契約に当たり議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、本工事の工期は議会の議決後の着工、完成が平成30年9月20日でございます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第33号の説明が終わりました。

◎議案第34号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第29、議案第34号 美郷町税条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（小田長光仁君） 議案第34号について、ご説明いたします。

今回の改正は生産性向上特別措置法が平成30年5月23日に公布されたことに伴い、地方税法附則第15条第47項の規定に基づき、美郷町税条例について所要の規定を整備いたしたく提案するものでございます。

改正条文は98ページでございますが、議案資料集の新旧対照表にてご説明いたします。議案資料集48ページをごらん願います。

第8条の2第2項は中小企業等が先端設備導入計画の認定を受け、生産性向上特別措置法の施行日から平成33年3月31日までの期間に設備投資をした場合、固定資産税を最初の3年間ゼロにするものでございます。

第3項は本改正により繰り下げられたものでございます。

議案集98ページにお戻り願います。

この条例は生産性向上特別措置法の施行の日から施行する旨を附則において規定してございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第34号の説明が終わりました。

◎議案第35号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第30、議案第35号 美郷町国民健康保険税条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（小田長光仁君） 議案第35号について、ご説明いたします。

今回の改正は今定例会において提出されております国民健康保険特別会計補正予算案による補正後の賦課総額にあわせ税率を改正いたしたく提案するものでございます。

はじめに改正の内容について、ご説明いたします。

現行の税率で平成30年度国民健康保険税を試算したところ、補正後の賦課総額を上回る結果となったことから税率の引き下げを行うものでございます。また、引き上げに当たっては4方式課税から3方式課税への段階的な移行を検討していることから、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の資産割の税率について、7割引き下げるものとしてございます。

改正条文は100ページでございますが、議案資料集の新旧対照表にてご説明いたします。

議案資料集49ページをごらん願います。

第6条は基礎課税額の資産割の税率を100分の24.1から100分の7.23に改正するもの、次の第9条は後期高齢者支援金等賦課額の資産割の税率を100分の10.9から100分の3.27に改正するもの、次の第11条は介護納付金課税額の資産割の税率を100分の8.4から100分の2.25に改正するものでございます。（発言者あり）失礼いたしました。「2.52」に改正するものでございます。

議案集100ページにお戻り願います。附則について、ご説明いたします。

第1条は、公布の日からこの条例を施行する旨を規定してございます。

第2条は、改正後の条例の規定は平成30年度以後の年度分に適用する旨を規定してございます。
以上で、説明を終わります。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第35号の説明が終わりました。

◎議案第36号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第31、議案第36号 美郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（煙山光成君） 議案第36号 美郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、ご説明いたします。

改正内容は102ページでございますが、新旧対照表にてご説明いたしますので、議案資料集52ページもあわせてごらんいただきたいと思います。

今回の一部改正は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する平成30年厚生労働省令第46号の施行に伴うものでございます。

厚生労働省令の改正趣旨は、放課後児童支援員の資格要件の明確化と対象拡大でございます。資料集新旧対照表をごらんください。

第10条第3項第4号は、教育職員免許所持者について、これまで教員免許更新制の関係でわかりにくい規定となっていたことを改め、教育職員免許法第4条に規定する「教育免許状を有する者」と規定されました。このことにより、かつて教育職員免許状を取得し、免許自体は更新を受けずに失効している方も対象となるものでございます。

また、第3項に追加する第10号において、放課後児童健全育成事業に従事した期間が5年以上あり、町長が適当と認めた者を支援員となれる対象と定め、学歴要件が撤廃されております。

議案集102ページをお願いいたします。

附則でございますが、改正条例の施行期日を公布の日とするものでございます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第36号の説明が終わりました。

◎議案第37号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第32、議案第37号 平成30年度美郷町一般会計補正予算第1号を上程

いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長（高橋 穰君） 議案第37号 平成30年度美郷町一般会計補正予算第1号について、ご説明いたします。

今回の補正の内容でございますが、歳入歳出の総額にそれぞれ7,788万2,000円を追加する件及び繰越明許費の追加1件並びに地方債の補正2件でございます。

初めに、108ページ、第2表繰越明許費についてご説明いたします。

2款1項の中型バス購入事業でございますが、訪日外国人の増加や東京オリンピック開催決定を受け、多くのバス事業者が新車の購入に踏み切る傾向にあるなどバス車両の需要が高まっており、年度内の納車が困難な状況にあることから繰越明許費を設定するものでございます。

次に、109ページ、第3表地方債補正をご説明いたします。

まず追加でございますが、北部斎場のり面の災害復旧事業負担金の財源として一般単独災害復旧事業債を追加するものでございます。

次に変更でございますが、起業者等総合支援事業及びアクティセンター改修事業の財源として過疎対策事業債の限度額を増額するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。114・115ページをお願いいたします。

9款1項1目地方交付税でございますが、今回の補正財源として普通交付税を充当するものでございます。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 続きまして、13款2項7目商工費国庫補助金ですが、インバウンドサイクリング事業実施のための東北観光復興対策交付金について、国から減額の交付決定があり補正をお願いするものでございます。

以上で、13款の説明を終わります。

○農政課長（高橋 勉君） 続きまして、14款2項4目農林水産業費県補助金2節農業振興費補助金ですが、平成29年度に大規模肉用牛団地整備事業で整備しました120頭規模の肥育牛舎に肥育素牛の導入に対する県単独事業の創設により1頭当たり1万6,000円を上限に補助するもので、上限額の120頭分192万円を予算計上するものでございます。

○教育次長兼教育推進課長（西鳥羽 裕君） 続いて、3項7目教育費委託金でございますが、秋田県教育委員会から生命尊重に係る教育等の充実を図る「いのちの教育あったかエリア事業」の委託を受けたことによる補正をお願いするものでございます。

○企画財政課長（高橋 穰君） 116ページ・117ページをお願いいたします。

17款1項2目ふるさと美郷子ども育成基金繰入金でございますが、平成29年度のふるさと納税寄附金の確定に伴い、その全額を同基金から繰り入れるため増額するものでございます。小中学校施設環境整備事業及びタイ王国中学生交流事業に充当いたします。

○総務課長（本間和彦君）　続きまして、19款5項4目雑入の保険金受入金でございますが、後ほど歳出において内容の説明をさせていただきますが、役場庁舎正面玄関改修工事、飯詰コミュニティセンター体育館屋根改修工事及び中央除雪センター外壁修繕工事に係る保険金収入を計上してございます。

○住民生活課長（高橋久也君）　その下ですけれども、宝くじを原資とします平成30年度コミュニティ助成事業としまして自主防災組織への助成内示がありましたので、計上いたしました。

○企画財政課長（高橋 穰君）　20款町債でございます。1目総務債は起業者等総合支援事業の財源として増額するものでございます。

8目農林水産業債はアクティセンター改修事業の財源追加として増額するものでございます。

11目災害復旧債は北部斎場のり面復旧事業負担金の財源として追加するものでございます。

歳入は、以上でございます。

○総務課長（本間和彦君）　続きまして、118ページ・119ページをお願いしたいと思います。

歳出の説明をさせていただきますが、初めに各款項目の2節、3節、4節の人件費につきまして一括して説明をさせていただきます。

今回の人件費の補正は、ことし4月1日付人事異動及び手当支給対象者の変動等による調整でございます。一般会計全体で1,135万3,000円の増額でございます。

概要につきましては、146ページからの給与費明細書に記載してございます。

内訳につきましては、一般職の2節の給料が358万円、同じく3節の職員手当が747万8,000円、特別職及び一般職の4節の共済費が29万5,000円、それぞれ増額となっております。

人件費の概要は以上でございますので、以降各款項目の2節から4節の説明は省略させていただきます。

それでは、それ以外の歳出について順次説明をまいります。同ページの中段をお願いいたします。

2款1項1目一般管理費でございますが、公共施設最適化構想運用のため、1節に外部委員会の委員報酬を、8節に専門的な見地からの助言をいただくなどアドバイザーに対する報償金を計上してございます。外部委員会は3回開催分でございます。また、7節には町職員が病気休暇を取得するなどにより一時的に欠員となる部署への人員補充を目的としまして事務補助員賃金2名

分を計上してございます。同ページ下段の13節の設計管理委託料は役場庁舎正面玄関の屋根改修工事に要する経費でございます。これは、ことし2月24日早朝でございますが、役場庁舎敷地内の除雪作業中に作業員が過って当該部分を破損したため、その修繕をするものでございます。

続きまして、120ページ・121ページ上段をお願いいたします。

13節の例規整備等支援業務委託料でございますが、平成32年4月施行となります会計年度任用職員制度に関しまして新規条例の作成支援や新制度周知に向けた研修会の実施などを委託するものでございます。15節は先ほど13節で説明をさせていただきました役場庁舎正面玄関屋根改修工事に係る工事請負費でございます。

続きまして、2目行政推進費15節の工事請負費でございますが、飯詰コミュニティセンター体育館屋根の改修に要する経費を計上してございます。当該施設はことし2月15日、雪害により屋根の雪どめ部分が破損し、落下するなど老朽化が進んでいる状況にございまして、ふきかえ及び雪どめを設置するものでございます。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 6目企画費、8節報償費から次のページ、123ページ14節使用料及び賃借料までは大田区子どもガーデンパーティ関連事業が完了し、減額をお願いするものでございます。121ページ、8節報償費は関係機関や交流会時の提供品の減額をお願いするものでございます。9節の旅費は随行員の旅費について減額をお願いするものでございます。11節需用費のうち消耗品費は現地で購入が必要な消耗品等について、減額をお願いするものでございます。食糧費については、交流会負担金の減額をお願いするものでございます。12節役務費傷害保険料は参加者傷害保険代金について減額をお願いするものでございます。

123ページをお願いいたします。13節委託料旅行業務取扱事務委託料について、当初予算で12組の親子の参加を計上しておりましたが、実績では9組の参加となったため減額をお願いするものでございます。14節使用料及び賃借料は参加者の施設使用料について減額をお願いするものでございます。

○企画財政課長（高橋 穰君） 19節負担金補助及び交付金ですが、一般財団法人地域活性化センターの会員負担金の追加をお願いするものでございます。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 11目地方創生事業費19節起業者総合支援事業補助金ですが、千畑地区において農産品、農産加工品の販売と食事の提供を空き店舗を活用して実施したいとの申請があり、補正をお願いするものでございます。

以上で、2款1項の説明を終わります。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 126・127ページをお願いいたします。

中ほどの3款1項3目7節賃金ですが、介護支援専門員の臨時的任用が決定し、通勤手当が確定したため3万5,000円の増額を計上しております。

すぐ下の19節高齢者生活支援ハウス施設改修費補助金ですが、いちょうの家4号室のルームエアコンが故障し、修理不能により新規エアコンの入れかえ工事を実施したく計上しております。

○教育総務課長（煙山光成君） 128・129ページ中段をお願いいたします。

3款2項3目児童福祉施設費でございますが、9節は子育て支援員研修に関する旅費で4名分でございます。15節工事請負費は千畑なかよし園ゼロ歳児保育室の灯具改修工事と遊具点検の結果、経年劣化により使用に適さないと診断された遊具1基の撤去費でございます。

続きまして、4目子育て支援費、7目賃金でございますが、子育て支援事業に携わる臨時職員を保育教諭資格所持者にかえて保育補助者を配置したことに伴う調整でございます。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 次のページをお願いいたします。

上段の4款1項1目11節消耗品費ですが、グットラック運動教室等の加入者増により貸し出しする活動量計に不足が生じる見込みとなったため50個分の増額をお願いするものです。

○建設課長（木村英彰君） 続きまして、中段、4款3項1目水道費の28節繰出金につきまして、人事異動による人件費の減に伴う水道事業会計繰出金の減額でございます。

○農政課長（高橋 勉君） 続きまして、132・133ページをごらん願います。

中段、6款1項3目農業振興費19節負担金補助及び交付金ですが、ヘリオペレーター育成事業補助金はオペレーター技能認定証を新規に取得する際、必要な経費の一部として補助率3分の1、上限10万円を助成するもので、要望の増加により2件分を追加計上するものでございます。

6款1項7目畜産業費12節役務費ですが、手数料はアクティセンターで使用しておりますバキューム車が平成6年の導入から経年による劣化により購入したく、購入時の検査登録費用など4万5,000円を予算計上するものでございます。自動車損害保険料はバキューム車購入に係る自賠責保険料について予算計上するものでございます。15節工事請負費ですが、施設設備改修工事はアクティセンター内の主要設備であります汚泥脱水機や附帯設備につきまして平成6年の稼働からの経年劣化による更新でありまして、財源について県や農業公社と検討を重ねておりましたが、バキューム車も含め機械設備の更新に対する補助事業が見込みない結果となり、財源の方針が定まったことにより今定例会で補正予算として計上するものでございます。18節備品購入費ですが、車両購入費は12節手数料で説明しましたとおりアクティセンターで使用しますバキューム車を購入したく予算計上するものでございます。19節負担金補助及び交付金ですが、大規模肉用牛団地整備事業費補助金は歳入でもご説明いたしましたが、大規模肉用牛団地整備事業で整備した肥育

牛舎に素牛の導入に対して補助するもので、牛舎規模に上限額を乗じた額で歳入額と同額を予算計上するものでございます。27節公課費ですが、自動車重量税はバキューム車購入時の自動車重量税2万円を予算計上するものでございます。

○建設課長（木村英彰君）　続きまして、8目農村整備費11節需用費の修繕料でございますが、農村公園にある遊具の安全点検を4月に実施したところ、危険と判断された3カ所の遊具の修繕料を計上したものでございます。

○農政課長（高橋 勉君）　続きまして、19節負担金補助及び交付金ですが、県営基盤整備事業調査計画費負担金は県が実施しております鑓田南谷地地区圃場整備事業の調査計画業務について、同地区は地下水位が高く、地下水保全対策を検討するため土質の細密調査を追加し、圃場整備事業による影響の軽減を図るもので、追加事業費600万円に対する町負担分30%、180万円を増額するものでございます。

○建設課長（木村英彰君）　下段の28節繰出金につきましてです。上畑屋地区農業集落排水処理施設の修繕費の増により繰出金の増額をお願いするものでございます。

○商工観光交流課長（藤田信晴君）　134・135ページをお願いいたします。

7款1項1目商工総務費13節観光と物産振興に関する調査分析等業務委託料について、観光と物産振興に向け、既存3法人与1団体の統合実施に作業を進めているところですが、統合方法の決定のためのアドバイス、各法人・団体の経営分析、統合に当たっての諸問題に対応するための委託料として補正をお願いするものでございます。

続きまして、3目観光費9節旅費は歳入でもご説明いたしましたが、インバウンドサイクリング事業の交付金減額によりオーストラリア現地プロモーション用旅費1名分について減額の補正をお願いするものでございます。13節委託料も同様に交付金減額により4回開催するサイクリングイベントを3回開催することについて減額の補正をお願いするものでございます。

以上で、7款の説明を終わります。

○建設課長（木村英彰君）　続きまして、136ページ・137ページをお開きください。

8款2項2目道路維持費の15節工事請負費ですが、中央除雪センターの改修工事でございます。平成30年2月4日の夕方、除雪ロータリをセンターに格納しようとした際に過って外壁に接触し、破損した外壁等の修繕料を計上するものでございます。

なお、改修工事費用につきましては、全額保険として受け入れるものでございます。

続きまして、3目道路新設改良費の15節工事請負費の舗装工事ですが、春の道路パトロールにおいて黒沢地区にある運上野7号線の舗装が甲羅状に割れ、通行に著しく支障が来したことを確

認したため、舗装工事を実施したく計上するものでございます。

続きまして、8款3項1目河川総務費の15節工事請負費の一般土木工事ですが、春の河川パトロールにおきまして黒沢地区の河川の護岸が雪解けの増水による洗掘され、隣接する町道に影響を及ぼすおそれがあると判断し、護岸工事を実施したく計上するものでございます。

8款4項2目都市公園費の13節委託料の公園施設管理業務委託料ですが、畑屋地区にあります公園敷地内の樹木が大きくなり、枯れ葉や種が近隣の民家に飛来するなど対応に苦慮しているとして自治会から伐採の要望が出されたことです。これにより伐採の処分費用を計上するものでございます。

続きまして、138ページ・139ページをごらんください。

8款5項1目下水道費の28節繰出金につきましては、下水道担当者の人事異動による人件費の減に伴う下水道特別会計繰出金の減額でございます。

○住民生活課長（高橋久也君） 続きまして、9款1項消防費でございます。4目災害対策費の19節負担金補助及び交付金ですが、平成30年度コミュニティ事業としまして後三年と安城寺の2つの自主防災組織から発電機や投光機等の購入に地域防災組織助成金として助成したく計上しております。

○教育次長兼教育推進課長（西鳥羽 裕君） 続いて、140ページ・141ページをお願いいたします。

10款1項2目8節の報償費及び11節の需用費でございますが、当初予定しておりましたいじめ防止関連事業を、先ほど歳入でご説明いたしました県の委託事業である「いのちの教育あったかエリア事業」として実施することを受けて補正をお願いするものでございます。

続きまして、3目教育助成費についてご説明いたします。ここは、いのちの教育あったかエリア事業とタイ王国ノンタブリー県中学生相互訪問交流にかかわるものでございます。8節報償費についてでございます。ここは、いのちの教育あったかエリア事業の講師謝礼が主なものであり、11節需用費の消耗品費及び印刷製本費も同事業の事務用品やリーフレット作成費用でございます。また、9節の旅費、19節負担金補助及び交付金はタイ王国への旅行代金が確定したことを受けて補正をお願いするものでございます。11節需用費の食糧費は視察団受け入れ時の食事代、12節役務費はタイ王国訪問時に生徒の安全確保のために貸し出しをする携帯電話レンタルにかかわる費用、13節委託料はタイ王国訪問時の各種保険料の掛金等が主なものでございます。

○教育総務課長（煙山光成君） 144ページ・145ページ中段をお願いいたします。

5項保健体育費3目学校給食費でございますが、北学校給食センターの調理機械機器に経年劣化によるふぐあいが生じており、調理機器、調理機械1台の更新費用をお願いするものでござい

ます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第37号の説明が終わりました。

それでは、ここで昼食のため1時まで休憩いたします。

（午前 11時58分）

（午後 1時00分）

○議長（澁谷俊二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第38号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第33、議案第38号 平成30年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第1号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 議案第38号 平成30年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第1号について、ご説明いたします。

今回の補正は、2,648万5,000円を追加するものでございます。

はじめに、国民健康保険の状況と補正の概略につきまして申し上げます。被保険者等の状況につきましては、議案資料集50ページ・51ページの資料をあわせてごらんいただきますようお願いいたします。

まず、医療費の総額ですが、平成26年度から減少傾向にありましたが、平成29年度は平成28年度を上回ることとなり、今後も大きな減少は見込まれず、横ばいあるいは増額する年もあると予想しております。被保険者の減少と高齢化は続く見通しでございます。

今回の補正は、国保税の試算に基づいた税額、県支出金当初交付額の決定に伴う普通交付金及び前年度からの繰り越し見込み額の変更について計上しております。

それでは、歳入からご説明させていただきますので、158・159ページをお願いいたします。

まず、1款1項1目及び2目ですが、被保険者数及び所得等が確定し、税額の試算をしたところ、段階的に引き下げていく予定の資産割額を平成29年度より70%減じた税率で算定できましたので、461万9,000円の減額を計上しております。また、平成29年度6月補正時の税額と比較すると約4,500万円の減でございます。

4款2項1目1節普通交付金ですが、当初交付額が見込んでいた額より減額決定されたため、1億3,889万6,000円の減額を計上しております。

7款1項2目前年度繰越金ですが、当初1億円としておりましたが、2億7,000万円を見込めることができましたので、1億7,000万円を増額するものです。

続きまして、歳出でございます。162・163ページをお願いいたします。

2款につきましては、歳入の普通交付金の減額に伴う財源の減額でございます。

10款1項1目予備費ですが、補正調整額で今後の緊急時に対応するため、2,648万5,000円を増額計上しております。

以上でございますが、今回の補正予算案は平成30年5月24日に開催しました美郷町国民健康保険事業の運営に関する協議会において、ご承認いただいているところでございます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第38号の説明が終わりました。

◎議案第39号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第34、議案第39号 平成30年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第1号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第39号 平成30年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第1号につきまして説明申し上げます。

今回の補正の内容でございますが、人事異動に伴う人件費の減額であります。

初めに、歳入につきましてご説明いたします。172ページ・173ページをごらんください。

3款1項1目一般会計繰入金でございますが、人事異動による人件費の減に伴う繰入金の減額でございます。

続きまして、174ページ・175ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費の2節から4節につきまして、人事異動による人件費の減額でございます。職員数は1名で変わりません。給与費明細につきましては、176・177ページに記載しております。

説明は、以上です。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第39号の説明が終わりました。

◎議案第40号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第35、議案第40号 平成30年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第40号 平成30年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号につきまして、ご説明いたします。

今回の補正の内容でございますが、排水処理施設の修繕費の増額であります。

はじめに、歳入につきましてご説明いたします。186ページ・187ページをごらんください。

4款1項1目一般会計繰入金でございますが、修繕費の増に伴う繰入金の増額でございます。

続きまして、188ページ・189ページをお開きください。

1款2項1目の15節の工事請負費でございますが、上畑屋地区農業集落排水処理施設におきまして下水を浄化した後の上水を排出する装置2基ありますが、このうちの1基が故障したものでございます。これに係る修繕工事費を計上したものでございます。

説明は、以上です。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第40号の説明が終わりました。

◎議案第41号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第36、議案第41号 平成30年度美郷町水道事業会計補正予算第1号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第41号 平成30年度美郷町水道事業特別会計補正予算第1号につきまして説明いたします。

今回の補正の内容でございますが、4月の人事異動に伴う人件費の変更でございます。職員数は行政職3名、単純労務職1名の計4名でございますが、うち、行政職の2名が異動となったものでございます。これによる補正予算の内訳につきまして、198ページ・199ページでご説明いたします。

まず、歳入から。

1款2項2目他会計補助金につきましては、一般会計からの繰入金の減額です。

続きまして、支出。

1 款 1 項 4 目総係費の各節におきましては、人事異動による調整がなされ、計21万8,000円の減額となるものです。

説明は、以上でございます。

済みません。訂正をさせていただきます。「平成30年度美郷町水道事業会計補正予算第1号」でございました。訂正しておわびいたします。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第41号の説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（澁谷俊二君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じます。

6月14日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

(午後1時09分)

